

公衆浴場法の手続き (その他の公衆浴場)

中央区保健所

生活衛生課環境衛生担当

東京都中央区明石町12-1

03-3541-5938

1 営業開始までの流れ

事前 相談

審査基準、許可申請に必要な書類、申請手続などについて説明します。設計段階で施設平面図等をお持ちいただき、事前に保健所窓口へご相談ください。相談はあらかじめお電話にて予約をしてください。

中央区保健所生活衛生課環境衛生担当 03-3541-5938

保健所の相談と並行して関係機関との相談も行ってください。

建築基準法 中央区都市整備部建築課 03-3546-5456

消防法 東京消防庁 京橋消防署 03-3564-0119

日本橋消防署 03-3666-0119

臨港消防署 03-3534-0119

申請

許可申請書類一式を保健所窓口へ提出してください。
(必要書類は次ページを参照してください)

検査

保健所の職員が審査基準に適合しているか実地検査を行います。

○中間検査

○完了検査（竣工後、準備が整った段階で実施します。）

営業 開始

完了検査後、2週間ほどで営業許可書を発行します。許可を受けると営業できます。営業許可書を交付しますので必ず受領してください。

2 営業許可の申請（新規営業）

1. 提出書類及び確認書類

(1) 提出書類 ※下記書類を**正副2部**提出してください。

- ①公衆浴場営業許可申請書
- ②公衆浴場構造設備の概要
- ③申請者が法人の場合、定款又は寄附行為の写し
- ④申請者が法人の場合、登記事項証明書（原本・発行から6ヶ月以内のもの）
- ⑤公衆浴場を中心とした見取図（半径300m以内のもの）
- ⑥建物配置図、平面図、正面図、側面図及び断面図
- ⑦機械換気、照明設備系統図面
- ⑧給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面

(2) 許可申請手数料

22,000円

2. その他許可申請が必要な場合

次の場合も、あらたに許可を受ける必要があります。

- (1) 営業主体が変わる場合（ただし相続や承継、事業譲渡によらないもの）
例：個人⇔法人、個人A⇔個人B
- (2) 増改築等で構造設備が、初めの許可内容と同一性を失う場合
例：50%以上の内部改築、100%以上の増改築
- (3) 浴場の種別の変更
例：普通公衆浴場⇔その他の公衆浴場

3 その他手続き

1. 変更届

次のような場合、変更後10日以内に変更届を提出してください。

- ① 営業者（個人）の改姓、住所変更
- ② 営業者（法人）の法人名称、事務所所在地や代表者の変更
必要書類：登記事項証明書（原本・発行から6か月以内のもので変更前後が記載されているもの）
- ③ 施設の名称の変更
- ④ 構造設備の変更
必要書類：変更部分に関する仕様書及び図面等
※規模の大きな構造設備の変更は、許可の取り直しです。
構造設備の変更の際は、事前（計画段階で）に保健所に相談してください。
- ⑤ 管理者の変更

2. 停止届及び廃止届

- (1) 営業の全部または一部を停止した場合、10日以内に停止届を提出してください。
- (2) 営業を廃止した場合、10日以内に廃止届を提出してください。

3. 承継届

次の場合は、その旨を速やかに届け出てください。

※いずれの場合も、詳細については保健所にお尋ねください。

(1) 相続による承継

- ＜必要書類＞・公衆浴場営業承継届
・戸籍謄本又は法定相続情報一覧図
・相続人の同意書

(2) 法人の合併による承継

- ＜必要書類＞・公衆浴場営業承継届
・定款又は寄附行為の写し
・登記事項証明書（原本・発行から6か月以内のもので合併の履歴が記載されたもの）

(3) 法人の分割による承継

- ＜必要書類＞・公衆浴場営業承継届
・定款又は寄附行為の写し
・登記事項証明書（原本・発行から6か月以内のもので分割の履歴が記載されたもの）

(4) 事業譲渡による承継

- ＜必要書類＞・公衆浴場営業承継届
・営業の譲渡が行われたことを証する書類
・（法人の場合）
・届出者の定款又は寄附行為の写し
・登記事項証明書（原本・発行から6か月以内のもの）